

四国中央市医師確保奨学金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、指定医療機関において将来医師としてその業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で大学への修学及び入学に要する資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、医師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院及び自治医科大学を除く。)をいう。
- (2) 指定医療機関 市内に所在する医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所で市長が指定するものをいう。
- (3) 臨床研修 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。

(奨学金の貸付け)

第3条 市長は、大学において医学を履修する課程に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもので、指定医療機関において将来医師としてその業務に従事しようとするものから奨学金の貸付けに係る申請があった場合は、規則で定めるところにより奨学金を貸し付けることができる。

- (1) 本人又は本人と生計を一にする親族その他これに準ずる者のうち市長が適当と認めるもの(次号において「保護者等」という。)が奨学金の申請の時に本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、外国人住民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する外国人住民をいう。)にあっては、特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者をいう。)として記録されていること。
 - (2) 保護者等及び第5条に規定する連帯保証人が地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村税(同法に規定する特別区税を含む。)を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを受けようとする者が同種の資金の貸付け又は給付を受けていると市長が認める場合は、奨学金の貸付けの対象としないものとする。

(奨学金の種類及び貸付けの限度額等)

第4条 奨学金の種類及び貸付けの限度額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金奨学金 月額20万円
 - (2) 入学資金奨学金 入学する年度に入学金として納める額。ただし、50万円を限度とする。
- 2 前項第1号の修学資金奨学金の貸付けに係る期間は、月をもって計算し、当該修学資金奨学金の貸付けについて市長が承認した日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの間で、規則で定めるところにより貸付けを決定した期間とする。ただし、貸付けの始

期の属する年度の6月末日までに当該修学資金奨学金の貸付けの申請をした者に対しては、当該年度の4月分から貸し付けることができるものとする。

3 前項に規定する貸付期間は、通算して72月を限度とする。

4 第1項第2号の入学資金奨学金の貸付けは、入学する年度において1回限りとし、当該入学する年度の6月末日までに同項第1号の修学資金奨学金と同時に申請をしなければならない。

(連帯保証人)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸付けの取消し等)

第6条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者(以下「奨学生」という)が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該奨学金の貸付けを取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 大学を退学したとき。

(3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(4) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 偽りその他不正の行為によって奨学金の貸付けを受けたことが判明したとき。

(6) 第3条第1項第2号に掲げる要件を満たさないと認められるとき。

(7) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(8) 第3条第2項に規定する同種の資金の貸付け又は給付を受けていることが判明したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 市長は、奨学生が休学し、停学の処分を受け、又は留年したときは、当該休学し、停学の処分を受け、又は留年した日の属する月の翌月分から復学し、又は進級した日の属する月の分まで第4条第1項第1号の修学資金奨学金の貸付けを行わないものとする。この場合において、既に貸付けを行った奨学金があるときは、復学し、又は進級した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けが行われたものとみなす。

(返還債務の免除)

第7条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、規則で定めるところにより、奨学金の返還に係る債務(以下「返還債務」という。)の全部を免除するものとする。

(1) 大学を卒業する日の属する年度から起算して2年を経過する日の属する年度までの間に医師法第2条に規定する免許(以下「医師免許」という。)を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修修了後に指定医療機関において医師としてその業務に従事した期間(以下「医師従事期間」という。)が修学資金奨学金の貸付けを受けた期間(前条第2項に規定する期間を除く。以下「貸付月数」という。)に達したとき(指定医療機関において臨床研修を受けた場合は、当該臨床研修を受けた期間を医師従事期間に含む。)

(2) 医師従事期間において業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、規則で定めるところにより、返還債務の一部を免除することができる。

(1) 医師従事期間において死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 医師従事期間における従事月数が通算して貸付月数に達しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(奨学金の返還)

第8条 奨学生は、前条第1項の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸付けを受けた奨学金の額に規則で定める利息を付して、その全部又は一部を一括して返還しなければならない。ただし、次条に規定する返還債務の履行を猶予する場合は、この限りでない。

(1) 第6条第1項の規定により貸付けが取り消されたとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき。

(3) 大学を卒業する日の属する年度から起算して2年を経過する日の属する年度までの間に医師免許を取得しなかったとき。

(4) 医師免許を取得した後、直ちに臨床研修を受けず、又はこれを修了することができなかったとき。

(5) 臨床研修を修了した後、直ちに指定医療機関において医師としてその業務に従事しなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生は、市長が特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、分割して返還することができる。

(返還債務の履行猶予)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間は、返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 奨学生が第6条第1項の規定により貸付けが取り消された後も引き続き大学に在学している場合 その在学している期間

(2) 奨学生が医師従事月数が通算して奨学金貸付月数に達しなかった後も引き続き指定医療機関において医師としてその業務に従事している場合 その業務に従事している期間

(3) 奨学生が医師従事期間において災害、疾病その他やむを得ない事由で従事することが困難となった場合 その事由が継続する期間

(延滞利息)

第10条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、規則で定めるところにより、延滞利息を納付しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。